川崎市委託契約約款の一部改正について

委託契約における「再委託」については、この間、川崎市委託契約約款における「一括再委託の禁止」条文を適用して、その運営を図ってきたところですが、より適正な事務執行を図るため、再委託が可能な範囲や必要な事務手続きを追加した改正委託契約約款を令和元年6月1日から施行しましたのでお知らせいたします。

【改正内容】

業務委託契約において、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に再委託を行うことについては、 責任の所在が曖昧になり、適正な履行が確保されない恐れがあることから、原則禁止といたしました。

ただし、業務の主要な部分ではない業務(付随的な業務、補助的な業務)の再委託については、やむを 得ない合理的な理由がある場合に限り例外として認めます。

つきましては、再委託の禁止等について川崎市委託契約約款を一部改正いたしましたのでご確認いただき、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

【新】川崎市委託契約約款

第1条から4条まで略

(再委託の禁止等)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

- 2 受注者は業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

第6条から27条まで略

- ・再委託が認められるのは、<u>自らも業務の主要な部分を履行</u>し、再委託の相手方に対して<u>それぞれの業務</u> <u>について直接に指揮、監督等を実施</u>する場合に限ります。業務を細分化し、全てを再委託した上で、直接 に指揮、監督をしていない場合は一括再委託に該当しますのでご注意ください。
- ・相互供給(競争入札参加者同士が相互に役務を供給すること)は、再委託先が自ら応札した額を下回る額で業務を履行することとなるなど、社会通念上不適切な行為であり、あらぬ疑いを招く恐れがございますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

◎制度に関すること

財政局資産管理部契約課委託契約係 044-200-2097

◎個々の契約に関すること

当該契約を所管する部署にお問い合わせください。